技　第４０２号
建不第７２１号
令和３年９月１４日

各建設業関係団体の長　様

千葉県県土整備部長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

このことについて、令和３年９月１０日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙１のとおり通知がありましたつきましては、本県においては、別紙２のとおり取り扱うこととしましたので、貴団体におきましても御理解と傘下会員への周知をお願いします。

県土整備部
技術管理課企画調整班　043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班　043-223-3116

別紙　1

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県、及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県におけて実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月 25 日付け国不入企

第３号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しくお願いします。

　各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月 25 日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の７割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置区域においては、８月末までと同水準の支援を９月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なご対応を宜しくお願いします。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添１

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県、及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県におけて実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月 25 日付け国不入企

第３号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しくお願いします。

　各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

別添２

事　務　連　絡
令和３年９月10日

主な民間発注者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２、３のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工

できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月５日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

特に、まん延防止等重点措置においては、重点措置区域である都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤等について、『出勤者数の７割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。」とされており、出勤者数の削減のための取組について都道府県へのご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、重点措置区域においては、８月末までと同水準の支援を９月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なご対応を宜しくお願いします。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添１

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県、及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県におけて実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月 25 日付け国不入企

第３号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しくお願いします。

　各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

別添２

事　務　連　絡
令和３年９月10日

主な民間発注者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２、３のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工

できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

主な民間発注者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたことを踏まえ、緊急事態措置等を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２、３のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、地方公共団体が、建設業団体等に対して、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している地域において、受注者から当該感染防止対策について相談があった場合には、その趣旨をご理解の上、適切にご協力いただくようお願いいたします。

さらに、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工

できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。

別添１

事　務　連　絡
令和３年９月 10 日

各都道府県入札契約担当部局長　殿
各指定都市入札契約担当部局長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県、及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定され、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域については、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県におけて実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月 25 日付け国不入企

第３号）等の内容を踏まえ、引き続き適切なご対応を宜しくお願いします。

　各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

別添２

事　務　連　絡
令和３年９月10日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の１都１道２府 17 県から、同年９月 12 日をもって宮城県及び岡山県の２県を除外した１都１道２府 15 県に変更するとともに、実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長することが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月 25 日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

特に、緊急事態措置においては、政府及び特定都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の７割削減を目指すよう働きかけを行う」こととされており、出勤者数の削減のための取組についてご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、緊急事態措置区域においては、８月末までと同水準の支援を９月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なご対応を宜しくお願いします。

また、緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添３

事　務　連　絡
令和３年９月10日

建設業者団体の長　殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和３年８月 25 日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和３年８月 27 日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和３年９月９日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県の 12 県から、同年９月 12 日をもって富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県及び長崎県の６県を除外し、宮城県及び岡山県の２県を追加した８県に変更するとともに、福島県、石川県、香川県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年９月 30 日まで延長し、宮城県及び岡山県において実施すべき期間を同年９月 13 日から同年９月 30 日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年４月５日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なご対応を宜しくお願いします。

特に、まん延防止等重点措置においては、重点措置区域である都道府県は、事業者に対して、「職場への出勤等について、『出勤者数の７割削減』を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底するよう働きかけること。」とされており、出勤者数の削減のための取組について都道府県へのご協力をお願いいたします。

また、雇用調整助成金については、重点措置区域においては、８月末までと同水準の支援を９月末まで行うこととされておりますので、改めて会員企業に周知徹底し、必要な場合にはその積極的活用を促すようお願いいたします。

なお、地方公共団体が、当該地方公共団体の域外から工事従事者が来訪する場合の感染防止対策等について要請を出している場合には、当該要請への適切なご対応を宜しくお願いします。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更等に伴う対応について、別添１のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添２のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別紙　2

技　第４０２号
建不第７２１号
令和３年９月１４日

部内各課の長
様
部内各出先機関の長

県土整備部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和３年９月９日）に伴う工事及び業務の対応について（通知）

このことについて、令和３年９月１０日付け事務連絡で国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から別紙１のとおり通知がありました。

つきましては、施工中の工事及び業務（以下「工事等」という。）について、下記及び「新型コロナウイルス感染症に係る職域接種を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和３年６月１０日付け技第１８４号及び建不第３３０号）並びに「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について」（令和３年８月２４日付け技第３５３号建不第６３６号）のとおり引き続き適切に対応するようお願いします。

なお、各市町村及び各建設業関係団体あてに、別途送付していることを申し添えます。

記

１　施工中の工事等における感染拡大防止措置等

施工中の工事等における感染拡大防止措置等については、引き続き、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い、換気、「居場所の切り替わり」への注意など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、改めて、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和２年５月１４日（令和３年５月１２日改訂版））」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知徹底を図るなど適切に対応すること。

2　施工中の工事等における一時中止措置等

施工中のすべての工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の受注者に、日常のコミュニケーション等により今後の対応について確認し、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を行うこと。なお、一時中止措置等行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。また、一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越し等の手続をとること。

3　感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。その上で、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額又は業務委託料の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

県土整備部
技術管理課企画調整班　043-223-3442
建設・不動産業課契約・審査班　043-223-3116